

公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知できない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、次のとおり同条第2項において準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年11月12日

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
田川郡添田町大字津野字森ノ前 2334 番	田	2,395
田川郡添田町大字津野字森ノ前 2335 番 1	田	910
田川郡添田町大字津野字森ノ前 2335 番 2	田	1,193

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となる農地（農地法第33条第1項）

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受け希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
田川郡添田町大字津野字森ノ前 2334 番	令和8年2月1日	10年	179,625
田川郡添田町大字津野字森ノ前 2335 番 1	令和8年2月1日	10年	68,250
田川郡添田町大字津野字森ノ前 2335 番 2	令和8年2月1日	10年	89,475

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年11月25日必着

(2) 提出先

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部水田農業振興課

(3) 記載事項

- ① 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ② 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ③ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- ④ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ⑤ 意見の趣旨及びその理由
- ⑥ その他参考となるべき事項